

第 24 回理事会議事録

平成30年2月28日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

第 24 回理事会議事録

1. 招集年月日 平成 29 年 11 月 13 日（月）
2. 開催場所 「田中田村町ビル 5 階 5 D 室」
東京都港区新橋 2-12-15
3. 開催日時 平成 30 年 2 月 28 日（水） 午後 3 時
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 4 名
(出席者) 鎌田 ケイ子、小林 悅夫、炭谷 茂、鶴 精三
(監事出席) 金田 充男、高橋 忠夫
6. 概要
事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。
次に、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第 37 条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。
議事録署名人は、定款第 45 条に基づき、炭谷理事長、金田監事、高橋監事とする。
7. 議案等
 - (1) 第 1 号議案
「平成 30 年度事業計画書及び予算書」の件
 - (2) 第 2 号議案
「会計規程の改正及び平成 29 年度補正収支予算書」の件
 - (3) 第 3 号議案
「事業安定化準備資産の増額」の件
 - (4) 第 4 号議案
「顧問の選任」の件
 - (3) 報告事項等
 - ① 「職務執行状況報告（理事長）」
 - ② 「職務執行状況報告（常務理事）」

◎ 第1号議案 「平成30年度事業計画書及び予算書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第8事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日迄となること。

(2) 「4カ年方針」(平成29~32年度末)に基づき事業再編を進める。新規帰国者の減少や高齢化、帰国者問題の風化等により帰国者支援事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。平成29年度より、新たな「4カ年方針」を立てそれに基づいて年度計画を立てていくことにした。従来からの事業の大半がオリンピックの年頃には実質的に完了または規模半減となる一方、介護等の老後支援及び二世三世の自立支援等の問題が大きくなると見込んでいる。このまま何もできないとなると、援護基金の財政、組織の維持にも支障を来すことにもなりかねない。また、それが援護基金の事業実施能力の低下にもつながり、負のスパイラル状態に陥ることにつながる。平成30年度においては、相応しいペースで従来事業の縮小・整理を進め、老後支援事業についてはこれまでの試みについて一旦総括し、今後持続可能な方向性を見出す年としたいと考えている。

(3) 例年通り「財政均衡に努める」。収入面においては、帰国者問題に対する社会的関心が低下していること等により、寄附金収入の増加を見込むことは難しくなっているが、普及啓発活動を強化する等によって減少傾向に歯止めをかける努力を続けたい。運用収益の方は、為替レートにより収益が大きく変化することから、なかなか予測通りというわけにはいかないが、冒険は避け、安定的な収益を目指し引き続き堅実な運用を図りたいと考えている。

支出面では、公益事業及び法人業務において、あらゆる点において無駄削減、合理化の努力を続ける。

また、平成27年度末をもって援護基金最大の事業であった所沢の中国帰国者定着促進センター運営事業が廃止となったことにともない、援護基金全体の事業規模が大幅に縮小したが、その影響がいろいろな形で出てきている。その一つとして援護基金の遊休財産額が公益財団法人として保有できる限度額を超過したという問題がある。この件については、第三号議案で詳しく説明するが、こういう援護基金の財政的枠組みに関係する問題が出てきている。こういう問題に対して様々な調整を施しながら妥当な形に収めていく必要がある。枠組み的な所での調整は、今後もしばらくは続けなければならない。

本年度も事業安定化準備資産の取り崩しなしに收支の均衡を目指すことと

する。

(4) 「財政の均衡」の上で、とりわけ悩ましいのは人件費。公益事業及び法人業務において、有能な人員を必要な員数確保していくことは必須のことであるが、同時にこれらの固定費を切り詰める努力も財政均衡上不可欠である。事業規模が年々縮小するという状況の中で、人員削減と合理化もまた必須のことである。

一方で、いわゆる「無期転換ルール」に基づき無期転換の申込みがこの平成30年度から本格的に実施されることになる。また、今後も同一労働同一賃金、残業時間の規制等々、正規職員も含めた改善を要する関連法令の改正や施行も見込まれる。コンプライアンスと合理化の両立を図れるよう、見直しを進める必要がある。

(5) 「公1」の3事業、「公2」の12事業の各々について、平成30年度事業計画を説明した。

平成29年度の事業と大きく異なる点として、平成27年2月に開設した「公益財団法人中国残留孤児援護基金 訪問介護ステーション寿星」の運営を、平成30年度からNPO法人「恩維会」に移管（一定期間助成を実施）すること、平成30年度が日中平和条約締結40周年の年に当たることから、各種イベントの協働、協賛を検討すること、さいたま市から委託を受けて運営していた日本語教室についても、担当講師が任意団体を立ち上げ運営を引き継ぐことになったことの説明を行った。

(6) 予算書についてポイントを説明した。

各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

質疑1（鶴理事）

訪問介護ステーション寿星について、東京で始めた事業であるが、関西ではニーズがあると聞いている。関西の法人やNPOから事業協力について何らかの話はないのか。

（基金）

今後検討していきたい。この事業を進めていくには中国語で対応できるヘルパーが必要であるが、それだけでなくこれらの人をうまく管理していく人材も必要となる。管理者と現場スタッフの意思疎通がうまくいかないと、スタッフが一斉に退職してしまうことがある。やはり帰国者の二世三世

が中心となって運営している法人でないと難しい。今まで一般の介護事業所で一般日本人の介護に携わっていた二世三世は日本語力不足から仕事上ハンディを感じていた。ところが最近帰国者の介護に携わるようになって、この分野では自分たちのような人間が有用で、意義やりがいを感じられると思うようになってきている。このような二世三世が、独立して介護事業所を運営していくという動きが出てきたところ。帰国者中心のボランティア団体も介護事業を立ち上げる必要を感じていると聞いている。

現状では具体的なところまではいっていないが、寿星立ち上げの際もいずれは全国をカバーできるように考えていたこともあり、それぞれの地域と何とか連携して行きたいと考えている。

質疑2（鎌田理事）

寿星の運営では、やはり事務局の人間が出ていくと現場のスタッフはコントロールされていると感じていたのではないか。確かに帰国者が自ら運営していくというのは理想はあるが、反面同じ状況におかれた者同士だからうまくいかないこともある。自分が知っている中では、介護される一世と介護する二世の意識のギャップがある。一世も二世も共に苦労してきたという意識があるが、一世は自分たちは二世よりも苦労してきたという意識が強い。介護する二世が介護される一世にいじめられる嫌がらせを受けるという事例もある。正直なかなか難しいところ。

いずれにしても1日も早く寿星が自立してやっていけるようになり、モデルケースになることが望ましい。ただ、帰国者の利用者の居住地はばらつきがある。東京は一番帰国者が多い地域ではあるが、そこに寿星一つというのでは援助は難しい。訪問介護では一般的に1日に5件程度回らないと事業としては成立しない。現状では距離の問題等から限界がある。来年度以降寿星への助成比率はどの程度となるのか。半分程度なのか。そもそも通常の事業者とは異なり最初からハンディがある。訪問介護のみでは赤字解消は厳しい。最終的にはビジネスとして成り立たなければ継続は不能。事業者が自分の給与を下げる等、ボランティアとしての側面も必要。

（基金）

助成については、毎年の赤字額が減少傾向にあることから、平成30年度は500万円程度を考えている。これを翌年度は400万円か350万円というよう4年間で契約時に減らしていく予定。4年間の助成ということをあらかじめ説明して合意のうえで契約する。甘えを捨てて努力してもらうようにする。また、NPOはデイサービスも検討中と聞いている。

質疑3（鶴理事）

一般的の日本人向け介護事業でも利用者の急増に対して、ヘルパー等従事者が増えないことから事業展開が難しい。

（鎌田理事）

特に帰国者向けの介護事業では効率の問題がある、現状では広範囲の帰国者を支援しているため、ヘルパー1人が1日一人しか訪問できないという状況があり、事業として成り立たないし、ヘルパーの収入が低くなることから介護職のなり手が増えないことが問題。

（基金）

ヘルパーも徐々に増えてきており、ヘルパーの居住地も広がっている。以前に比べると1日に訪問できる数も増えている。

また、現在のスタッフの多くは、寿星で働く帰国者関係者の口コミや知り合いが集まっている。事務局サイドで集めようにも集まらないのが実情。現在寿星で働くヘルパーの中にはもともと資格を持っていたということではなく、資格を取れば寿星で働くと聞き資格を取って働いている者も増えている。資格が取れる程度の日本語力があれば、資格を取り寿星で働くので、就労先としての受け皿にもなる。

やはり、帰国者向けの介護事業所は帰国者が中心となって運営していく方がうまくいくと考えている。

理事の意見を「恩維会」による寿星運営に活かしていきたい。

質疑4（高橋監事）

帰国者の老後介護問題に关心が高いことは良いことであるが、普及啓発も考えてもらいたい。平成30年度が日中平和条約締結40周年の年に当たることから、各種イベントの協働、協賛を検討するとのことだが、事業計画全体に元気がない。残留邦人問題は日本人が忘れてはならない問題。事業を実施するのが難しいのならば、せめて普及啓発のポスターでも作って配布する等して国民にアピールすべきではないか。基金には待ちの姿勢ではなく、自分から積極的に動いてもらいたい。

（基金）

今後検討したい。

以上、第1号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「会計規程の改正及び平成29年度補正収支予算書」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

監査依頼先である公認会計士 新保博之事務所からの指摘に基づき、平成29年度から財務諸表等における財政状態及び正味財産増減計算書の内容を、より適正、明瞭に表示するため、会計規程の別表（勘定科目）に、基本財産等の売却損益を表示する勘定科目及びその他必要な勘定科目の追加・変更等の改正を行いたい。

また、基本財産等の売却損益に係る表示をより適正化した平成29年度補正収支予算書についてもご承認をいただきたい。

今回の改正の中心は、別表の最後の所に出てくる「基本財産売却損」及び「基本財産売却益」の勘定科目だが、この機会に他にも追加・変更すべきと考えられていた勘定科目を含めて改正したい。

この改正を平成30年度の予算から適用するのはもちろんだが、平成29年度決算書にこの科目立てを適用するとすれば、平成29年度予算に遡及して適用しなければバランスがとれないので、平成29年度予算書の変更、すなわち補正予算を組むということで、理事会の承認を要するものである。

今回は、勘定科目の追加・変更のみで事業毎や合計の金額に変更はないため、補正といつても、事実上の表示の変更のみとなる。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「事業安定化準備資産の増額」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

当財団は事業運営の安定を確保するため、事業安定化準備資産を保有しているところであるが、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）」第16条に規定する遊休財産の保有限度額を遵守するため、事業安定化準備資産を6千万円増額したうえで控除対象財産とすることを認めていただきたい。

当財団の平成28年度事業報告（第6事業年度）を所管する内閣府に報告したところ、遊休財産の保有限度額が約1億円超過していることが判明し、内閣府からその解消を求められている。平成29年度末の遊休財産を試算したところ、約1億4千2百万円超過する見通しとなった。そのため、事業安定化準備資産（平成29年3月31日時点 84,090,251円）を6千万円増額したうえ、控除対象財産とし、遊休財産の保有限度額超過の解消をしたうえで、平成29年度決算（第7事業年

度) をすることとしたい。

認定法において、公益法人の遊休財産額は一事業年度の公益目的事業費を超えない旨の定めが設けられている。平成 27 年度末で援護基金最大の事業であった所沢の中国帰国者定着促進センターが閉所となつたことにともない、援護基金の事業規模が一気に縮小したことにより、翌平成 28 年度決算時には遊休財産保有限度額超過という形となって事業縮小の影響が現れた。

中国帰国者定着促進センター閉所により事業規模が一気に縮小したということがこの問題の直接的な原因ではあるが、もう一つの要因は「事業安定化準備資産」が遊休資産扱いになっていたということである。これが遊休財産として整理されているのは、公益財団法人への移行時にまだ事業規模が大きくて保有限度額超過などという問題が起きるなどとは想定していなかつことによると思われる。

今回これを控除対象財産と整理し直し、遊休財産を保有限度額内に収めることにしたい。

今後、あるいは追加の措置や別の措置、例えば「事業安定化準備資産取扱規則」の改正や、一部又は全額を基本財産に繰り入れるというような形を検討せざるを得なくなるかもしれないが、事業安定化準備資産を控除対象財産として整理し直すことが最善の策かと思う。

以上、第 3 号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第 4 号議案 「顧問の選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第 36 条第 3 項の規定に基づく理事会決議事項である当財団顧問の選任について、次のとおりとすること。

選 任：竹之下和雄

任 期：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

報酬月額：顧 6 号 200,000 円（月 8 日間勤務の場合）

報酬は現行通りだが、一昨年の 7 月に「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」の専務理事に就任し、この新しい法人の立ち上げから現在もなお、大変忙しいことから、昨年度からは資金運用、債権の売買等、どうしても知恵を借りなくてはならないところに絞って依頼している。実行上は、状況に合わせて必要なときに、概ね月 1、2 回程度依頼する予定。

報酬もその勤務状況に合わせて比例計算となる。

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎報告事項等

(1) 職務執行状況報告（炭谷理事長、第22回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎月一、二回、常務理事（事務局長）から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な職務執行については、次のとおり。

1. 理事会、評議員会の資料、議事録等の決裁と署名及び関係当局への届出に伴う諸々の決裁。
2. 団体助成委員会関係資料の決裁及び出席。
3. 今年度第3回集団一時帰国及び中国政府担当官来日の歓迎会出席。
4. その他、援護基金保有債券の満期償還等にともなう売買の決裁等。

(2) 職務執行状況報告（小林常務理事）

通常の職務についての報告の他、次の件について報告した。

1. 外部セミナー等への協力

- ・10月6日 NHK名古屋支局の番組「ナビゲーション」にゲスト出演。
中国帰国者の介護問題についての特集番組
- ・11月8日 厚生労働省の職員の部局横断的な勉強会で講演
中国残留邦人の歴史と現状
- ・11月18日 九州中国帰国者支援・交流センター主催セミナー
「まなびや」で講演 中国残留邦人の歴史と現状

2. 公正証書遺贈について

昨年2月の理事会でも報告した、公正証書遺言の件。援護基金に、①土地・建物及び②預貯金債権を遺贈するという内容。

公正証書にある①土地・建物については、援護基金としてこれを相続しても使い道がなく維持費がかさむことから、土地建物に関しては相続せずに子息に引き取ってもらう等の結論が出たら、遺贈証書と異なる形で受贈することになるので、次回理事会等で承認をいただくことになろうかと思う。

預貯金については、信用金庫の約320万円がこの2月2日に援護基金に入金済み。

各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

質疑1（鎌田理事）

帰国者の老後問題については日本に帰って良かったと思ってもらえるように、もっと積極的に取り組むべきではないのか。

（基金）

寿星についても廃止したというわけではなく、より適切で効果のある老後支援を模索している最中である。

（鎌田理事）

寿星の処理は良かったと思うが、帰国者の老後問題については積極的にお願いしたい。日中関係は決して良い状況ではないが、帰国者の問題は別の問題。データをまとめる等して実情を明らかにすればマスコミは動く。関心が薄れないようにしてもらいたい。

（基金）

少しずつ問題の重要性は表に出てきている。帰国者自身も年々新年会等の集まりに出てこられない者が増える等、身の回りのことから自分達の問題として実感し、何とかしなくてはという動きも出てきている。

基金としても資金の問題がクリアできれば集中して支援をしたいと考えているが、基金の財産は指定寄付金として集めたもので、使途が制限されている。その使途である養父母の扶養費及び日本語就学支援については、ほぼ目的が終わり使い道がないまま運用益のみが膨らむというジレンマがある。これを老後支援に使えるように使途拡大を申請したが認められなかった。これが老後支援に使えるようになれば、関西に限らず全国で寿星のような支援をすることが可能であるが、現状では大変厳しいものがある。

以上をもって第24回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時55分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

平成30年3月22日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

炭谷 大輔

監 事 金田克男

監 事 高橋忠義